

【利用者負担額(保育料)について】

H29. 4. 1 現在

入所(園)児童の父母の市民税所得割課税額(4～8月分は前年度、9～3月分は現年度の額)を基準に決定します。ただし、祖父母等が生計の中心の場合は、祖父母等の市民税所得割課税額を合算することがあります。

認定こども園(羽咋白百合幼稚園、羽咋幼稚園)の利用者負担額については、施設の定める利用料になります。くわしくは施設に直接お問い合わせ下さい。

また、利用者負担額は、今後改定される場合があります。

羽咋市特定教育・保育施設利用者負担額(保育料)

★1号認定

(単位：円)

児童の属する世帯の区分	階層区分	利用者負担額(月額)
生活保護世帯	A	0
市民税非課税世帯	B	3,000
市民税所得割課税額 77,100円以下	C	14,000
市民税所得割課税額 77,101円以上 211,200円以下	D	17,000
市民税所得割課税額 211,201円以上	E	20,000

※市民税所得割非課税、均等割課税の場合は、B階層となります。

★2号認定

(単位：円)

児童の属する世帯の区分		階層区分	標準時間	短時間
生活保護世帯		A	0	0
市民税 非課税世帯	ひとり親家庭	B 1	0	0
	ひとり親家庭を除く	B 2	6,000	6,000
市民税 所得割課税額 48,600円未満	ひとり親家庭	C 1	6,000	6,000
	ひとり親家庭を除く	C 2	16,500	16,200
市民税所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満		D 1	24,000	23,600
市民税所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満		D 2	26,000	25,500
市民税所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満		D 3	28,000	27,400
市民税所得割課税額 301,000円以上		D 4	30,000	29,300

※市民税所得割非課税、均等割課税の場合は、C階層となります。

★3号認定

(単位：円)

児童の属する世帯の区分		階層区分	標準時間	短時間
生活保護世帯		A	0	0
市民税 非課税世帯	ひとり親家庭	B 1	0	0
	ひとり親家庭を除く	B 2	9,000	9,000
市民税 所得割課税額 48,600円未満	ひとり親家庭	C 1	9,000	9,000
	ひとり親家庭を除く	C 2	19,500	19,200
市民税所得割課税額 48,600円以上 97,000円未満		D 1	29,000	28,600
市民税所得割課税額 97,000円以上 169,000円未満		D 2	31,000	30,500
市民税所得割課税額 169,000円以上 301,000円未満		D 3	33,000	32,400
市民税所得割課税額 301,000円以上		D 4	35,000	34,300

※市民税所得割非課税、均等割課税の場合は、C階層となります。

1 利用者負担額の算定について

- ① 児童の年齢は、4月1日現在の年齢で算定します。
- ② 市民税の所得割課税額は、住宅借入金等特別控除及び外国税額控除等のいわゆる税額控除適用前の税額で算定します。
- ③ 軽減後の利用者負担額に100円未満の端数が生じた場合は切り捨てます。

2 保育所(園)、認定こども園の利用者負担額の軽減について

- ① 同一世帯において、複数の子どもがいる場合、最年長の子どもから順に2人目の利用者負担額は、半額、3人目以降は無料となります。
- ② ただし、市民税所得割課税額97,000円未満の世帯で、最年長の子どもから順に2人目の利用者負担額は、無料となります。
- ③ ひとり親世帯等で市民税所得割課税額77,101円未満の世帯は、1人目の保育料は次のようになります。(2人目以降無料となります。)

1号認定	3,000円
2号認定	6,000円
3号認定	9,000円

3 月の途中における入退所の利用者負担額の軽減

- ① 入所がその月の16日以後の場合は、該当利用者負担額が半額となります。
- ② 退所がその月の15日以前の場合は、該当利用者負担額が半額となります。

(注意) 所得の状況を申告していない場合や、必要な書類(転入された方の課税証明書等)の不備や提出が遅れた場合は、利用者負担額を最高額に決定する場合があります。ご了承ください。